

令和 8 年度 南国安芸道路赤野西改良工事

特記仕様書

第1条 土木工事共通仕様書の適用

本工事の施工にあたっては、国土交通省四国地方整備局制定「土木工事共通仕様書・令和 8 年 3 月」に基づき実施しなければならない。

但し、各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は、改訂された最新のものとする。

なお、工事途中で改訂された場合はこの限りでない。

第2条 「土木工事共通仕様書」に対する特記及び追加仕様事項

「土木工事共通仕様書」に対する特記及び追加仕様事項は、下記のとおりとする。

編	章 節 条	見 出 し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 事 項
1	1-1-1	適 用	追加	イ) 工事（準備工除く）施工に先立ち、総括打合せを行うことを基本とするが、受発注者調整のもと、総括打合せが必要ないと判断した場合は省略できるものとする。なお、本打合せにおいては、主に契約書第 18 条に基づく通知・確認を行うものとする。また、総括打合せは必要最低限の確認すべき事項を調整する打合せであり、特別なものを除き施工計画書の内容を確認するものではない。 ロ) その実施にあたっては、Web 会議等を活用し、効率的に実施することを原則とする。
	1-1-3	設計図書 の照査等	2 追加	設計図書の照査にあたっては、「設計図書の照査ガイドライン（平成 21 年 3 月）」を参考に実施するものとする。 発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、直轄請負工事における設計変更ガイドライン（案）によるものとする。
	1-1-6	施 工 計 画 書	1 追加	受注者は工事着手しようとする部分（準備工・本體工・仮設工等）毎に施工計画書を作成し、提出することが出来るものとする。なお提出時期は、当該部分の工事着手前とする。 イ) 低入札工事となった場合には、主要資材計画に購入先を明記するものとする。 ロ) 本工事において新技術の活用について、施工計画書に追加事項として「(15)新技術の活用」(技術名, NETIS 番号, 施工量, 使用数量, 施工時期等)を記載すること。 ハ) 施工計画書の「安全管理」の項目については、本支店の安全衛生担当部署の確認を受け、確認者が押印したうえで提出すること。

編	章 節 条	見 出 し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 事 項
1	3-3-2	工 場 の 選 定	追加	鉄筋コンクリートのスランプ値については積算上の参考値である。 施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成 29 年 3 月）」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。契約後に受発注者間でスランプ値の確認を行い、施工条件等により、協議の上、スランプを指定することができる。 ただし、(1) 使用するコンクリートの単位水量、単位セメント量、水セメント比を配合計画書により確認する。(2) 使用するコンクリートの目標スランプが 12cm を超える場合には、（１）に加え、試し練りを行い材料分離抵抗性を確認すること。 普通ポルトランドセメント又は高炉セメント（Ｂ種）の一部をフライアッシュに置き換えたレディーミクストコンクリートを使用する場合、水セメント比については、水結合材比に読み替えるものとする。 なお、結合材として使用するフライアッシュの種類及び置換量は以下の通りとする。 ■種 類：JIS A 6201 に規程されたⅠ種、Ⅱ種及び相当品 ■置換量：20％以下 ※置換量とはフライアッシュの質量を結合材（セメント、フライアッシュ）の質量で除した値を百分率で表したものの。 ロ）現場練りコンクリートを使用する場合の配合は監督職員の承諾を得なければならない。
2	1-1	適 用	追加	イ）下記材料は次表に示す製品のいずれかを使用するものとし、使用前に資料を提出して監督職員の承諾を得なければならない。

材 料 名	品 名	メーカー名等	備考
補強土壁	アダムウォール	前田工織(株)	—
	ジオパネル	(株)ジオシステム	—
	テンサー V I G	三菱化学産資(株)	—
	ジオブロック	(株)ジオシステム	—

			なお、上記メーカー以外で同等以上の機能を有する製品がある場合は、監督職員と協議の上で使用するものとする。 また、上記材料で異なる規格品等が変更追加された場合も同様に扱うものとする。
--	--	--	--